

## 「2025 年日本国際博覧会ベストプラクティス記念イベント企画運営業務」公募要領

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）では、2025 年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）において実施する、ベストプラクティス記念イベント（以下「本イベント」という。）の企画運営業務（以下「本業務」という。）にかかる企画提案を募集します。

### 1 業務の趣旨・目的

本イベントは、世界の重要な課題を解決する良質なプロジェクトを発信するプログラムである「ベストプラクティス」の受賞者や関係者を万博会場に招待し、受賞者の取組内容の発表や交流の場を提供するとともに、課題解決のための提言を世界に発信し、記録に残すことを目的としています。

なお、本業務は、日本郵便株式会社の寄附金を用いる予定であり、公募型プロポーザルにより事業者を募集します。

### 2 業務名称

2025 年日本国際博覧会ベストプラクティス記念イベント企画運営業務

### 3 業務の詳細

本業務の詳細は、別紙「2025 年日本国際博覧会ベストプラクティス記念イベント企画運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）」及び最優秀提案事業者からの企画提案書をもとに、最優秀提案事業者と協会との協議の上、決定します。

### 4 委託上限金額

38,410 千円（税込）

### 5 スケジュール

|                        |                |
|------------------------|----------------|
| 2025 年 2 月 27 日（木）     | 公募開始           |
| 2025 年 3 月 11 日（火）17 時 | 仕様書等開示及び質問受付締切 |
| 2025 年 3 月 14 日（金）     | 質問・回答          |
| 2025 年 3 月 21 日（金）17 時 | 提案書類提出締切       |
| 2025 年 4 月上旬（予定）       | 選定委員会          |
| 2025 年 4 月中下旬（予定）      | 審査結果の公表        |
| 2025 年 5 月中旬（予定）       | 契約締結           |
| 2025 年 10 月 31 日（金）    | 業務終了（予定）       |

### 6 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業・団体又は複数の企業・団体による共同企業体（以下「共同

企業体」といいます。) であること。

なお、共同企業体で参加する企業・団体にあつては、構成員全員が該当すること。(※(5)は共同企業体として有していれば条件をみたすものとします。) なお、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできません。

(1) 次の一から三までのいずれにも該当しない者であること。

- 一 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

(5) 過去3年以内に、次に掲げる①及び②の業務を履行した実績があること。

①国、地方公共団体のいずれか(実行委員会方式を含む。)又は協会と本業務と同種同規模の業務を履行した実績があること。

②外国人を国内に招待するイベントを履行した実績があること。

(6) 応募前に当協会に仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書(様式1)を提出していること。

## 7 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者は最初に仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書(様式1)を提出してください。書類を提出した者に限り、テーマウィークスタジオの利用ガイド(会場・設備等の仕様が分かるもの)を開示します。詳しい応募手続き等は、以下のとおりです。

(1) 公募要領等の配布

①配布期間

2025年2月27日(木)から2025年3月21日(金)まで

②配布方法

当協会ホームページからダウンロードで配布(郵送による配布は行いません)。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

③仕様書等の提供

(ア) 提供申込期間

2025年2月27日(木)から2025年3月11日(火)17時まで

(イ) 提供申込方法

- ・仕様書等の提供を希望する事業者は、仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書(様式1)の電子データ(PDF)にて提出してください。

(送付先メールアドレス：[kiunjyosei-proposal@expo2025.or.jp](mailto:kiunjyosei-proposal@expo2025.or.jp))

「件名」は「【仕様書等提供申込】BP 記念イベント企画運営業務」と明記してください。

- ・ 原本はメール送信日含め 3 日以内に協会に到着するように郵送にて提出してください。

< 原本提出先 >

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 1 丁目 14-16 大阪府咲洲庁舎 43 階

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会

広報・プロモーション局企画部共創推進課（担当：小山・今野・有賀・巢山）

※口頭、持参、電話、FAX による提供申込は受け付けません。

（ウ）開示方法

電子メールにより順次開示します。

#### ④企画提案書受付期間

2025 年 2 月 27 日（木）から 2025 年 3 月 21 日（金）17 時まで

#### ⑤企画提案書提出方法

応募書類（紙及び電子媒体に収納した PDF ファイル）は郵送により提出してください。

（持参による提出は不可とします。）2025 年 3 月 21 日（金）17 時協会必着とします。

併せて必ず受付期間中に電子メール（送付先：kiunjyosei-proposal@expo2025.or.jp）により、応募書類のデータを送信してください。

#### ⑥提出先

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会

広報・プロモーション局企画部共創推進課（担当：小山・今野・有賀・巢山）

住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北 1 丁目 14-16 大阪府咲洲庁舎 43 階

#### ⑦費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

### （2）提出書類

下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出してください。なお、副本については企業名、社章等の応募者が特定できる内容を削除してください。

#### 【応募時に必要な書類】

①参加表明書（様式 2：原本 1 部）

②参加資格保持誓約書（様式 3：原本 1 部）

③応募金額提案書および内訳書（様式 4：原本 1 部）

- ・ 項目ごとに所要経費を記し、合計金額（税込）を明示すること。なお、明細は、単価×数量の形式で記入の上、積算内容を明らかにすることとし、「一式」等の不明確な表記は避けること。

④企画提案書（様式自由：原本 1 部、副本 5 部、及び副本の電子媒体）

- ・ A4 判横とし、横書きとすること。
- ・ 文字サイズ 10 ポイント以上とし、各頁に頁番号を記載し、上部綴じファイルに綴じすること。
- ・ 片面印刷で 15 ページ以内（表紙は頁数に含まない。）とし、片面カラー印刷とすること。
- ・ ファイル表紙（及び背表紙）に、案件名と応募者名（応募者名は正本のみ）を記入すること。

<記入例>

「2025 年日本国際博覧会ベストプラクティス記念イベント企画運営業務」提案書 株式会社〇〇（法人名）」

- ・ 副本については、企画提案書中の応募者名及び応募者を特定できる箇所（法人名、所在地、代表者名、ロゴマーク、グループ企業名等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、企画提案書中において「当法人」といった記載は差し支えありませんが、具体的な名称を類推できる表現は避けること。
- ・ 副本について、応募者を類推できる表現があった場合、応募者に連絡することなく当協会において当該箇所にマスキング処理を行うことがあります。

⑤事業実績申告書（様式 5：原本 1 部、副本 5 部）

※公募参加資格（5）の履行実績を記載すること。

⑥共同企業体で参加の場合

（ア）共同企業体届出書（様式 6：原本 1 部）

（イ）共同企業体協定書（写し）（様式 7：原本 1 部）

⑦持続可能性の確保に向けたチェックシート（様式 8：原本 1 部）

- ・ 共同企業体で参加の場合は、全構成員提出すること。
- ・ ファイル形式は変更しないこと。

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出いただきます。）】

①定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明してください。）

②（ア）法人登記簿謄本（1 部）

- ・ 法人の場合に提出してください。
- ・ 発行日から 3 カ月以内のもの

（イ）本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）

- ・ 個人の場合に提出してください。
- ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
- ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

（ウ）法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1 部）

- ・ 個人の場合に提出してください。
- ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
- ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

③納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）

（ア）本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書

（イ）税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

④財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）

（ア）貸借対照表

（イ）損益計算書

（ウ）株主資本等変動計算書

⑤使用印鑑届（様式 9：原本 1 部）

⑥持続可能性の確保に向けた誓約書（様式 10：原本 1 部）

⑦暴力団排除条例に基づく誓約書（様式 11：原本 1 部）

### （3）企画提案書に求める事項

#### 【企画提案】

業務目的及び仕様書を踏まえ、次の①～③に掲げる項目について明記した企画提案とすること。

#### ①イベントの企画内容（実施内容、登壇者）

- ・ベストプラクティスというプログラムそのものの意義や、受賞した個々の活動の意義・内容が、万博来場者や後世の人々に伝わるよう配慮すること。
- ・国際性、ジェンダーバランス等に配慮したイベント登壇者を提案すること。登壇者は、スケジュールの仮押さえもしくは登壇意向の確認ができていることが望ましいですが、登壇を確約するものではありません。
- ・実施内容（トークイベントであれば議論する内容や次第等）をできるだけ具体的に提案すること。仕様書案にある内容に対する追加提案や、より優れた独自の提案がある場合は記述すること。また、ベストプラクティスのみならず、テーマウィークの趣旨にも沿ったものとする。テーマウィークについては、以下のサイトをご参照ください。

<https://theme-weeks.expo2025.or.jp/>

#### ②イベントの運営方法

- ・イベントがスムーズかつ安全に実施されることが分かるよう、運営方法や運営体制について提案すること。
- ・来場者、視聴者のみならず、登壇者、特に受賞者にとって満足度の高いものとなるよう配慮すること。

#### ③本イベントに関する広報、周知

- ・イベントの広報、周知について、特にオンライン配信やアーカイブ動画の視聴者数を増やすために独自の取り組みがある場合は記述すること。

#### 【業務実施計画】

業務実施体制並びにスケジュールは各 1 頁以内とし、企画提案書に含めること。

#### ① 業務実施体制

- ・業務実施体制について、全体を一元管理する統括責任者を配置すること。
- ・統括責任者及び業務担当者等の役割等を明記すること。
- ・共同企業体として応募する場合は、各構成員の実績や能力を踏まえて、どのような業務分担により業務を実施するか明記すること。

#### ② スケジュール

- ・業務開始から業務終了までの工程表を作成すること。
- ・協会において対応が必要な業務があれば、明記すること。

### （4）応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しません。

なお、応募書類は本業務に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しま

せん。

#### (5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

#### (6) その他

- ①応募は1者1提案とすること。(共同企業体構成員として参加する場合を含みます。)
- ②応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体に格納したPDFファイル(企画提案書は副本のみ)でも提出すること。
- ③表紙及び背表紙には提案事業タイトルと応募者名(応募者名は正本のみ)を記入すること。  
＜記入例＞  
「2025年日本国際博覧会ベストプラクティス記念イベント企画運営業務」提案書  
株式会社〇〇(法人名)
- ④書類提出後の差し替えは認めません。(協会が補正等を求める場合を除く。)
- ⑤提出書類に虚偽の記載をした企業・団体は本業務への参加資格を失うものとします。

## 8 説明会

実施しません。

## 9 質問の受付

### (1) 受付期間

公募開始日から2025年3月11日(火)17時まで

### (2) 受付方法

電子メール(kiunjyosei-proposal@expo2025.or.jp)で受け付けます。

※「件名」を「【質問】BP 記念イベント企画運営業務」とし、質問内容を「質問票」(様式12)に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAXその他の所定以外の方法による問い合わせは受け付けません。

①電子メール送信後、必ず電話で受信の確認を行ってください。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く10時から17時まで。※12時から13時を除く。)

②質問への回答は、原則、全回答(他者の質問分を含む。)を全事業者へのメール送信により行います。

## 10 審査の方法

### (1) 審査方法

①(2)の審査基準に基づき選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者を決定します。

なお、最高点が複数いる場合は、提案金額が最も安価な者を最優秀提案事業者とします。

③ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査により行います。

応募のあった提案の中で優秀と審査された提案について、プレゼンテーション審査(オンライン開催予定)を行います。

プレゼンテーション審査の日時は、審査の対象者に対して、3月31日（月）までに通知を行います。

③最優秀提案事業者の評価点が審査の結果、100点満点中60点未満の場合は採択しない場合があります。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

④最優秀提案事業者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

## （２）審査基準

| 審査項目          | 審査内容                                                                                                                                                            | 配点   |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 案件の目的及び内容の理解度 | ・本業務の目的、またベストプラクティス及びテーマウィークの趣旨・内容を理解しているか。                                                                                                                     | 15点  |
| 提案内容          | ・イベントが、ベストプラクティスというプログラムそのものや、受賞した個々の活動の意義・内容を、万博来場者や後世の人々に伝えられるものになっているか。<br>・イベント登壇者の国際性、ジェンダーバランス等に配慮しているか。<br>・イベントの来場者や、オンライン配信やアーカイブ映像の視聴者数が増えることが見込まれるか。 | 30点  |
| 独自提案          | ・独創性のある魅力的な提案がなされているか。<br>・独自提案は実現性・具体性があるか。                                                                                                                    | 15点  |
| 業務実施体制等       | ・業務を確実に実施し、イベントをスムーズかつ安全に行うことができる体制となっているか。<br>・実施スケジュール、業務分担などが明確であり、かつ無理のない工程となっているか。                                                                         | 10点  |
| 価格点           | ○価格点の算定方式<br>満点（30点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格<br>※0点以下端数切り捨て                                                                                                         | 30点  |
| 合計            |                                                                                                                                                                 | 100点 |

## （３）審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に拘わらず、全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を当協会ホームページ【2025年日本国際博覧会ベストプラクティス記念イベント企画運営業務】において公表します。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

①最優秀提案事業者（名称（共同企業体の場合は加えてその代表構成員名）・評価点・提案金額）

②全提案事業者の名称（共同企業体の場合は加えてその代表構成員名） ※五十音順

③全提案事業者の評価点 ※得点順（応募者が2者であった場合、次点者の得点は公表しません。）

④最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント

⑤選定委員会委員の氏名及び選任理由

## （４）審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じ

て入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 11 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結します。なお、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Light サービス」による電子契約を推進しています。手続き方法の詳細については、契約交渉の相手方に対し、協会から案内します。
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議し、この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 契約金額の支払いについては、成果物の納品が完了次第、受託事業者から提出された業務完了報告について、協会が検査を実施し、その検査に合格することを条件とする。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出してください。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しません。
- (5) 契約に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書（様式 10）を提出すること。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しません。
- (7) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがあります。
- (8) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。（現金に代えて納付される証券を含みます。）
- (9) 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。
  - ① 契約候補者が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - ② 契約候補者から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
  - ③ 契約候補者が、過去 2 年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- ④契約金額の年額又は総額が 150 万円以下であり、かつ契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- ⑤国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- ⑥電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
- ⑦調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟、点検等を委託する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- ⑧物品等を購入又は賃貸借する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

## 12 持続可能性の確保

- (1)採用者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとします。
- (2)採用者は、本契約の履行に際し、当協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければなりません。  
([https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp\\_2022/assets/pdf/sustainability/202307\\_sus\\_code.pdf](https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf))
- (3)採用者は、協会が採用者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとします。
- (4)採用者は、協会が採用者による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとします。ただし、採用者が協力を支障のあることについて正当な理由を有するとき、この限りではありません。
- (5)協会が採用者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、採用者は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければなりません。

## 13 その他

- (1)応募提案にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。
- (2)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等を遵守すること。